議案第 34 号

立川市公の施設（立川市学習等供用施設）指定管理者候補者の選定について

上記の議案を提出する。

令和８年 11 月 12 日

提出者　　立川市教育委員会
教育長　飯　田　芳　男

理由

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年立川市条例第 24 号）第５条及び第６条の規定による。

立川市公の施設（立川市学習等供用施設）指定管理者候補者の選定について

「立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例」第７条の規定による「立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会」からの答申に基づき、立川市学習等供用施設指定管理者候補者を次のとおり選定したい。なお指定の期間は、令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとする。

記

１　立川市滝ノ上会館

（1）　公の施設の位置

立川市富士見町４丁目 16 番 10 号

（2）　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市滝ノ上会館管理運営委員会

立川市富士見町４丁目 16 番 10 号

２　立川市こんぴら橋会館

（1）　公の施設の位置

立川市砂川町３丁目 26 番地の１

（2）　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市こんぴら橋会館管理運営委員会

立川市砂川町３丁目 26 番地の１

３　立川市高松会館

（1）　公の施設の位置

立川市高松町２丁目 25 番 26 号

（2）　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市高松会館管理運営委員会

立川市高松町２丁目 25 番 26 号

4　立川市若葉会館

(1)　公の施設の位置

立川市若葉町３丁目 34 番地の１

(2)　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市若葉会館管理運営委員会

立川市若葉町３丁目 34 番地の１

5　立川市こぶし会館

(1)　公の施設の位置

立川市幸町５丁目 83 番地の１

(2)　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市こぶし会館管理運営委員会

立川市幸町５丁目 83 番地の１

6　立川市羽衣中央会館

(1)　公の施設の位置

立川市羽衣町２丁目 26 番７号

(2)　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市羽衣中央会館管理運営委員会

立川市羽衣町２丁目 26 番７号

7　立川市天王橋会館

(1)　公の施設の位置

立川市一番町３丁目６番地の１

(2)　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市天王橋会館管理運営委員会

立川市一番町３丁目６番地の１

8　立川市柴崎会館

(1)　公の施設の位置

立川市柴崎町１丁目 16 番３号

(2)　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市柴崎会館管理運営委員会

立川市柴崎町１丁目 16 番３号

9　立川市さかえ会館

(1)　公の施設の位置

立川市栄町４丁目６番地の２

(2)　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市さかえ会館管理運営委員会

立川市栄町４丁目６番地の２

10　立川市西砂会館

(1)　公の施設の位置

立川市西砂町５丁目 11 番地の 13

(2)　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市西砂会館管理運営委員会

立川市西砂町５丁目 11 番地の 13

11　立川市上砂会館

(1)　公の施設の位置

立川市上砂町１丁目 13 番地の１

(2)　法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市上砂会館管理運営委員会

立川市上砂町１丁目 13 番地の１

令和８年 10 月 30 日

立川市教育委員会　殿

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会
会長　長　野　　基

立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館　他 10 館）の
指定管理者候補者の選定について（答申）

令和８年 10 月１日付立教生第 3407 号により貴職から諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館　他 10 館）
指定管理者候補者の選定について

答　申

令和８年１０月 30 日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和８年 10 月１日付立教生第 3407 号により、立川市教育委員会から、立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館 他 10 館）における指定管理者候補者の選定について、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としたい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

１　審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館 他 10 館）については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

（１）公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

	公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
1	学習等供用施設　立川市滝ノ上会館 立川市富士見町４丁目 16 番 10 号	立川市滝ノ上会館管理運営委員会
2	学習等供用施設　立川市こんぴら橋会館 立川市砂川町３丁目 26 番地の１	立川市こんぴら橋会館管理運営委員会
3	学習等供用施設　立川市高松会館 立川市高松町２丁目 25 番 26 号	立川市高松会館管理運営委員会
4	学習等供用施設　立川市若葉会館 立川市若葉町３丁目 34 番地の１	立川市若葉会館管理運営委員会
5	学習等供用施設　立川市こぶし会館 立川市幸町５丁目 83 番地の１	立川市こぶし会館管理運営委員会
6	学習等供用施設　立川市羽衣中央会館 立川市羽衣町２丁目 26 番７号	立川市羽衣中央会館管理運営委員会
7	学習等供用施設　立川市天王橋会館 立川市一番町３丁目６番地の１	立川市天王橋会館管理運営委員会
8	学習等供用施設　立川市柴崎会館 立川市柴崎町１丁目 16 番３号	立川市柴崎会館管理運営委員会
9	学習等供用施設　立川市さかえ会館 立川市栄町４丁目６番地の２	立川市さかえ会館管理運営委員会
10	学習等供用施設　立川市西砂会館 立川市西砂町５丁目 11 番地の 13	立川市西砂会館管理運営委員会
11	学習等供用施設　立川市上砂会館 立川市上砂町１丁目 13 番地の１	立川市上砂会館管理運営委員会

（２）指定期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（３年間）

○なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

・ 管理運営委員会の高齢化等による担い手不足に備えて、人材確保の工夫や対応策の検討を進めること。

２　審査会日時

日　時	議事内容
令和８年 10 月１日（木） 午後６時 00 分から	・諮問 ・特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明 ・書類審査 ・事業者による事業計画の説明 ・協議、審査 ・答申案の協議 ・その他

なお、審査会開会前に、４人の委員が立川市天王橋会館の現地視察を行いました。

３　審査の経過

立川市教育委員会より、公募によらず、各管理運営委員会を特命で指定管理者とする理由として、現指定管理者は、自治会、文化会、体育会、青少年健全育成地区委員会、子ども会、ＰＴＡ、老人会等、広範な地域団体から選出される委員により構成された各会館の管理運営委員会であり、立川市学習等供用施設条例における「地域の住民団体で教育委員会が指定するもの」に合致する団体として、日常的な施設の使用に関する業務を通して、地域住民の生涯学習の機会や場の提供に努めていることや、地域の文化・特性を活かし、会館まつりをはじめ、講演会や講座など独自の事業を展開していること、また広報活動を充実させることにより、幅広い世代の利用拡大や地域コミュニティ意識の醸成に大いに貢献してきたことを踏まえ、現指定管理者による更新を行いたい旨の説明がありました。

さらに、施設及び事業の概要、仕様等について、教育委員会から説明を受けた後、災害等発生時の対応、施設の利用実態や利用方法などの質疑を経て、書類審査を行いました。

その後、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、危機事案における対応手順、施設の公平利用や担い手の確保、各館における取組事例の共有などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保

されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、カスタマーハラスメント対策（法的義務）への対応、管理運営委員会の担い手不足についてなどの意見がありました。

4　審査会委員名簿

区　　分	氏　　名	役　職　等
学識経験を有する者	（会長） 長　野　　基	大学准教授
〃	（副会長） 小　沢　伸　光	公認会計士
〃	鶴　澤　和　德	税理士
〃	田　中　奈々子	社会保険労務士
市　　民	宮　本　直　樹	公募
〃	森　　比呂志	公募
〃	竹　下　大　輔	公募